

WTO 農業交渉について

—新政権の貿易交渉の話題提供—

北海道農業協同組合中央会

基本農政対策室 次長 入江千晴

新政権の貿易交渉の話題提供をします。最初の二つは農業の問題ではあります。

1. クロマグロを巡る交渉結果

最初は、クロマグロです。今年三月、カタール・ドーハで開かれたワシントン条約締約国会議で、モナコやEUから大西洋・地中海クロマグロの全面禁輸が提案されました。採決の結果、賛成の割合

は、モナコ案では全体の二三一・七%、EU修正案では三七・四%にとどまり、採択に必要な三分の二の賛成には遠く及ばず、全面禁輸案は否決されました。

赤松元農水大臣は記者会見で、「政治家の判断、責任と、地道な活動を積み上げてきた職員とが、非常に上手くコラボレーションして、成功した例だ」と述べました。

また、EUの主張は、「スペインが大西洋で養殖したマグロや地

入江千晴(いりえ ちはる)氏



昭和30年生まれ 東京都出身

昭和54年4月 J A 北海道中央会入会

帯広支所、函館支所、苫小牧支所、農業振興部等に勤務

平成10年から農政企画課長

平成17年から帯広支所長

平成21年4月から現在の基本農政対策室次長

中海の養殖マグロをイギリスで吃るのはEU域内のことなので商業取引ではないから禁止対象にならない。しかし、大西洋・地中海の養殖マグロをアフリカやアジアの国々が吃るのは商業取引だから禁止という無茶苦茶な理屈である。そもそも、クロマグロをパンダやトキのような希少動物と同じ扱いにすること自体が乱暴な話だ。日本は、『ワシントン条約締約国会議』ではなく、『大西洋まぐろ類保存国際委員会』の下で資源管理に取り組む」と述べ、「クロマグロの件は鳩山政権の大きな成果の一つである」と胸を張りました。たとえ理屈が無茶苦茶でも国益のためなら主張するEUの外交姿勢には感心(?)させられます。また、わが国の新政権は、アメリカがEUに同調したにもかかわらず、自国の主張を貫き通し、大きな成果を上げました。今後の農業交渉でも、国益重視の姿勢に立ち、筋が通った交渉姿勢を貫くことを期待したいと思います。

2. 郵政改革法案とWTOルール

二つ目は、郵政改革法案の件です。

初めにお断りしますが、JAグループは、ゆうちょ銀行やかんぽ生命への政府の関与が続く限り、他の民間事業者との間の競争条件の公平性が確保されず民業圧迫につながるので、限度額の引上げやがん保険などの業務範囲の拡大を行うべきではないという立場です。郵政改革法案は四月三〇日に閣議決定されましたが、五月の連休

明けに、「郵政改革法案はWTO違反でないか?」米国とEUはWTOへの提訴も視野に、五月二一日にジュネーブで開かれる日米欧のWTOの大使級協議でこの問題を取り上げる」という報道が流れました。それに対し、亀井前郵政・金融担当大臣は記者会見で数回にわたり発言をしました。

△ 米国の姿勢に対して

◆WTOなんて、法案もまだ成立していないのに、事業も展開していないのに、「民業圧迫があるかもしらん」みたいな仮定の話の段階で…。がん保険を守るために一生懸命しゃかりきになつてているとしか受け止めていません。

◆郵政民営化のときも、アメリカは「対日年次要求に基づいて」エネルギーをかけた。

◆アメリカが、郵便局が「新規分野に出てくるのでは」という恐怖感だけでそんなことを言つたら、外国が手を出している分野には、「一切新設するな」という話になってしまいます。WTOに提訴をおやりになつたら良いでしょう。恥をかくだけです。

◆アメリカはゼネラルモーターズに税金を注ぎ込んで保護している。ほかの自動車メーカーにとつては民業圧迫だが、アメリカ

力経済なり、世界経済のためにGMがおかしくなつてはいけないということで手を打つた。

◆郵便局を山の中や島まで設置して職員も配置するというのはコストがかかる。そういう責任を負わせている日本郵政に、政府が三分の一強の資本を持つ形でコミットする(関わる)ことが民業圧迫ということになるはずがない。

日本郵政が金融部門に出ていく場合、利益を追求するために何でもかんでも勝手にやるということではなく、国民目線で第三者委員会のチェックを受けて新規事業をやつしていくことにしているのです。

◆(法案の内容は事前に)アメリカ大使館に対しても説明をきちんととしてきているわけです。こういう問題は、やはり冷静に対応していかないと思っています。

△ 各国の政策決定権限について

◆それぞれの国には、それぞれの風土も歴史もある。それを前提にそれぞれの国は経済活動をやつてている。金融においてもまた然り。金太郎飴みたいに世界が一つでいけるはずがない。

◆(アメリカは)金融規制を自分で勝手にやつてている。グロー

バルスタンダードみたいなものを作つてやつてているわけではない。独立国家である以上、それぞれの国はそれぞれの国がきちんと対応していくべき責任がある。その辺りはアメリカも自制したほうがアメリカのためもある。

❖ 日本の外務省について

日本の外務省がアメリカに追従して『このままでは民業圧迫になり、大変なことになる』などと言う。外務省の条約局長や経済局長が我々に圧力をかけてきた。それは閣議決定の日まで続けられた。ちゃんと（郵政改革）担当大臣の立場で、副大臣のほうから外務省にきちんと説明している。それに対して、閣議決定の場まで同じような主張のペーパーを出してきている。もう節度が外れています、外国の企業、外国がこういう考え方を持つている、ということを伝えることは良いですよ。だけど、あんなにしつこく何度もやつてくるというのは異常です。

◆ 提訴もされていないのに「何を言つてているのか」ということです。WTOに提訴すると脅すのが常套手段じやないですかね。WTOに反するのか反しないのかというのは個々のケースによつて全部違うわけです。国益を代表してそれぞれの政府がせ

めぎ合つてているのが現実でしょう。それを、最初から「WTOで提訴する」と脅していることについて、外務省が片棒を担ぐとはどういうわけだと言つてはいるのです。世界はアメリカとEUが支配しているわけではないのです。

◆ そういうことを、外務省が、条約局長までやつてきて、「WTOに提訴されるかもしれない」と脅しの片棒を担ぐなんていふことは、「本当に許せない」と言つたのです。

「残念ながら、（外務省はアメリカ）国務省の日本支局だと私は前から言っています。運輸大臣のときには、航空交渉をやりましたけれども、ずっとそうでしょう。

◆ 外務省は、外国の日本に対する要求を伝えることも大事ですが、逆に、日本国の国益を外国に向けて説明していく義務があるのです。日本の国益を外国に理解させて、日本の国益を守るという一方の責任が外務省にあるのです。それを忘れてしまつてはならない。「アメリカの国益、外国の国益を損なわないように、そういう立法をしろ」と…。

◆ 外国の脅迫に唯々諾々と加担するようなことを…。民業圧迫と称して、日本郵政の手足を縛れということですよ。限度額の問題を含めて、新しい事業展開についても手足を縛つて、今アメリカの権益を失われないようにしようということでしよう、結局。

繰り返しますが、J A グループは郵政改革法案には問題ありとの立場ですが、亀井前大臣は、貿易交渉に関する様々な問題を指摘したと思います。

そして、新政権の国際交渉力に期待するという意味で、亀井前大臣が米国を相手にどのような交渉をするのかを見てみたかった気もします。

なお、郵政改革法案は衆議院を通過したものの参議院では審議未了により廃案となりましたが、秋の臨時国会で再提出される模様です。

3・M A 米問題

さて、政権交代で野党となつた農林議員の重鎮が、前政権の農政の問題点・反省点を指摘しました。そのうち、国際交渉の問題点は次の通りです。

①農業は生産性で他産業に劣るから政策支援をせざるを得ない。欧米は直接支払い支援しているが日本はその額が少ない。

②M A 米の処理方法に問題があつた。UR合意した細川政権は、欧米の輸出市場に配慮してM A 米を輸出しないことにしてしまつたが、新政権は海外援助に回し国内の需給に影響を与えるないようにする模様だ。

このうち、①については戸別所得補償制度の本格実施の中で直接支払いが充実されます。緑、青、黄のいずれの政策でW T O に通報するのか、現時点では不明です。②のM A 米については、三月の参議院農林水産委員会で取り上げられました。

質問 国家貿易ならば、アクセス数量は義務輸入数量になるという規定がW T O 協定上ありますか。

副大臣 W T O の協定ではなくて、国の閣議決定でそのことがうたわれていると思っております。

質問 W T O 協定上特に根拠のない解釈を、政権が替わった中で引き継がなきやいけないのか。

大臣 これは一つの国際約束です。いろいろな国々と交渉する上でこうした約束は政権が替わっても守つていかざるを得ないと考えます。

御質問の趣旨は、政権交代したから、前の内閣が決めたことは破棄してもいいのではないかということだと思いますが、七〇〇%超の米を関税化することによって日本の米農業を守る。そういう中で、一つの妥協案としてミニマムアクセスの問題を

国際約束として受け入れることによつて関税化が進んだと思います。その後、その方針を（細川政権の）後の政権も引き継いだと思いますし、世界各国に対する約束として守つていかざるを得ないと考えております。

質問 協定を結んでから十年以上もたつて、国際情勢が食料をめぐつて大きく変わってきた。決めた時と今とを考えたら、食料不足でむしろ各国が食料をもつともつと作つていかなきやいけない。しかも、事故米の問題が起きて、多くの国民が、必要なのにミニマムアクセスを無理して入れなきやならないのかという気持ちが、大きく膨らんできた。

新しい状況の下で、新しい環境に照らして見直していくことは必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

大臣 七七万トンなんて要らないという意見も分からぬわけではありませんが、もしこれを一方的にやめますと言つた時に起ころるいろんな事態について考えれば、政権が変わつたけれども、引き続き、約束は約束事として維持をした方がいいというのが農水大臣としての考え方です。

ンジエン、それから松果、それから台湾では米、中国では穀物、食用油、砂糖、綿花、それぞれ、アクセス数量より下回つた輸入になつています。韓国でいうと、大豆はアクセス数量の三〇%ですし、バレイショは三九%、マンダリン・タンジエンは二二%。中国では、穀物はアクセス数量の四%です。食用油は四五%。綿花は二一%の水準です。これは皆、国家貿易品目です。よその国では国家貿易品目でも約束数量を全部満たしていない。といつてWTOの国際会議の場で大問題になることはありますか。

大臣 他国のこととは言わぬ方がいいと思います。日本は信義の国です。約束したことはきちつと守る。約束だけは最低限守ることは必要ではないでしようか。

質問 各国がWTO協定に基づいてやつてきた結果、矛盾が出てきた。食料は主権として大事な問題だと言われている。日本として新たな提案をしていくことも大事じやないか。ミニマムアクセスとかカレントアクセス見直しの作業に取りかかるべきではないか。

質問 韓国では大麦、大豆、バレイショ、マンダリン・タ

副大臣 議論としてはどのような議論ももちろん成り立つわ

けです。そして、今年中にも交渉の妥結を目指しているラウンドの中で、国としてこれまでの約束事項を超えて新しい提案をできる状況かどうかとも併せて考えなければいけない。もたらす結果が今現在の結果を上回るという自信と見通しがない中で、国際社会の中においてなし得ることにはならないのではないかと考えています。

「国家貿易品目の場合は輸入義務がある」というWTOルールはありません。現に、韓国や中国では、国家貿易品目であっても全量輸入しておらず、あくまで輸入機会の提供しかしていないようです。しかし、わが国は、国家貿易品目には輸入義務があると独自に決めて世界に約束（譲許）しました。（ちなみに、わが国はWTOルールでは増やす必要のない小麦の輸入数量（カレントアクセス）も五、五六五千tから五、七四〇千tに増やしました）。WTOドーハラウンドが合意すればMA米の増加などが懸念されます。現時点では、MA米の処理方法について政府からの説明はありません。

他方、前総理は、衆議院の予算委員会で米の備蓄方式を回転か棚上げ方式に変えると答弁しました。棚上げ備蓄した米は、主に飼料用や加工用に処理されるでしょうが、援助用もあるかもしれません。米の備蓄方式や米麦の国家貿易、アジア諸国との食料安全保障

体制づくり等、今後のMA米の処理方法に関する新政権の対応から目が離せません。

現在のところ、WTO交渉の進展はみられません。動き出すのは、米国の中間選挙後かもしれません。日豪EPA交渉の情報は少ないのですが、今年三月、外務省職員の鹿児島視察時の発言などを踏まえると予断を許しません。日中韓FTAの共同研究の初会合や日インドEPA大筋合意の報道もあります。

今後の新政権の農業貿易交渉や関連する国内政策の対応次第で、日本農業や北海道農業が大きな影響を受けることは間違いないありません。JAグループ北海道では、関係機関・団体と連携して、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村振興などを損なわないよう貿易交渉を進めることを政府や国会に働きかけて参ります。



参考資料1 WTO 交渉に関する主要日程

2010年		2011年	
10月	ブラジル・大統領選挙	11月	APEC 首脳会議(米国)
10月中旬	交渉分野毎の進捗状況 及び分野横断的な交渉 の状況についての評価 とりまとめ目途	12月	米国・2008年農業法の 期限切れ 米国・大統領選挙 EU・共通農業政策 (CAP)改革とりまとめ期限
10月16～17日	APEC 農相会合(新潟)	9月	
10月18～29日	国連生物多様性条約第 10回締約国会議(COP 10)(名古屋)	11月	
11月2日	米国・中間選挙	12月	
11月11～12日	G20サミット(韓国・ ソウル)	夏	日本・参議院選挙 日本・衆議院議員任期 満了
11月13～14日	APEC 首脳会議(横浜)	8月	ラミー事務局長の任期 切れ
11月29日～12月10日	国連気候変動枠組条約 第16回締約国会議 (COP16)(メキシコ)	12月	香港閣僚会議に基づく 輸出補助金の撤廃期限
2013年			

参考資料2 わが国の EPA・FTA の状況

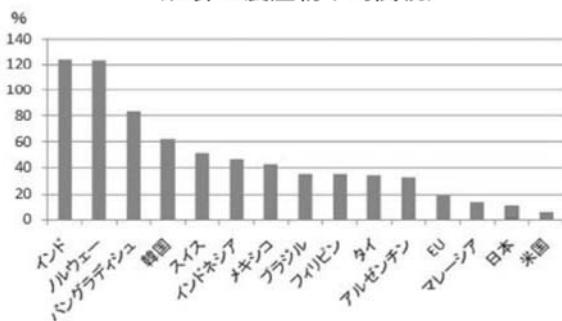
		国・地域	発効／交渉状況
アジア	発効済	シンガポール	2002年11月
		マレーシア	2006年7月
		タイ	2007年11月
		インドネシア	2008年7月
		ブルネイ	2008年7月
		ASEAN 全体	2008年12月
		フィリピン	2008年12月
		ベトナム	2009年10月
交渉中	交渉中	韓国	2003年12月～2004年11月まで計6回開催し中断
		インド	2007年1月～2010年4月までに13回交渉
アジア以外	発効済	メキシコ	2005年4月
		チリ	2007年9月
		スイス	2009年9月
	交渉中	GCC	2006年9月～2007年11月まで計2回開催 (2006年12月～2009年3月まで計4回非公式会合)
		豪州	2007年4月～2010年4月までに11回の交渉
	ペルー	2009年5月～	

参考資料3 JA 全中の資料

【農畜産物の輸入量の推移】

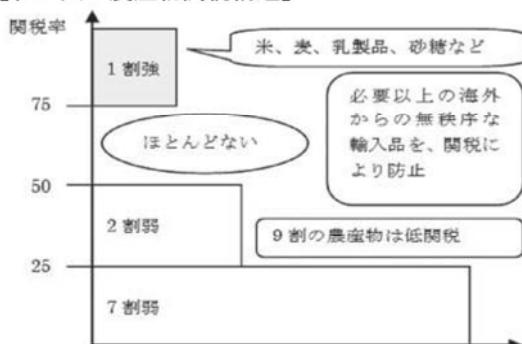


【わが国の関税の実態】 (世界の農産物平均関税)



資料：食料需給表より作成。

【わが国の農産物関税構造】



資料：財務省資料より作成。

【関税をすべて撤廃した場合の国内農業等への影響】

国内農業等への影響(試算)

国内農業生産の減少

▲約3兆6千億円

内外価格差が大きく、外国産との品質的な優位性がない米、麦類、砂糖、牛乳・乳製品、牛肉・豚肉、加工用果実等は市場を失って生産が大幅に減少。その影響は、生産額にして約3兆6千億円の減少(農業総産出額の約42%に相当)。

国内総生産(GDP)の減少

▲約9兆円

関連農産物加工業への直接的影響(主なものだけで▲約2兆1千億円)に加え、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運送業など幅広い産業に影響が波及。GDP全体の約1.8%に当たる約9兆円の総生産が減少。また、北海道、東北、九州等の地方経済に特に大きな影響。

就業機会の喪失

▲約375万人分

農業、食品産業その他関連産業の生産額が減少することに伴い、全就業者数の約5.5%に相当する約375万人分の就業機会を喪失。

食料自給率の低下

40% → 12%

国産農産物の大額な減少によって、食料自給率(供給熱量ベース)は現在の40%から12%という極めて低い水準まで低下。国民の食料のほとんどを輸入に依存せざるを得ず、食料調達の局面で輸出国主導の交渉を迫られるなど、食料安全保障上の不安定要素が増大。